

鋼船規則

規則

B 編

船級検査

2008 年 第 3 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 規則 第 52 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

2008 年 8 月 22 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1.3 を次のように改める。

8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

前 8.1.1 の規定に係わらず，油潤滑式の船尾管軸受並びに本会が適当と認める船尾管シール装置を有する船舶において，本会の承認した予防保全管理方式に基づき，少なくとも次の(1)から(4)の項目につき，適切に監視並びに記録を行い，これらのパラメータを基にプロペラ軸系の潤滑状態を診断して予防保全管理を実施する場合は，当該予防保全管理方式に基づく各監視記録の調査の結果が良好であれば，表 B8.1 の 2，3 及び 5 項の検査を現状検査に代えることができる。本会は，当該予防保全管理方式の承認を得た船舶に対して船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System*”（略号 PSCM）を付記する。また，表 B8.1 の 2，3 及び 5 項以外の検査項目については，第 1C 種プロペラ軸に対する規定を準用することができる。なお，本会が適当と認める場合，表 B8.1 の 6 項の外観検査を一部省略して差し支えない。

- (1) 少なくとも 6 ヶ月毎に採取する潤滑油の定期的分析項目には少なくとも次を含まなければならない。
 - (a) 水分
 - (b) 塩分
 - (c) 軸材及び軸受材金属粉
 - (d) 油の酸化度
- (2) 潤滑油の消費量
- (3) 軸受部の温度
- (4) 表 B8.1 の 4 項の値

表 B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査項目

検査項目	検査内容
1 プロペラの取り付け部 -1. キー付構造のプロペラ軸 ^(注 1)	・ 軸スリーブの後端（スリーブのない場合はテーパ大端部）から船尾側へ向ってテーパ部全長の約 1/3 の長さの範囲についての有効な非破壊検査
-2. キーレス構造のプロペラ軸 ^(注 2)	・ 軸テーパのプロペラ取付けテーパ大端部についての有効な非破壊検査。また、プロペラを取り付けるときには、プロペラの押し込み量が D 編 7.3.1-1. に定める下限値と上限値の範囲にあることの確認
-3. フランジ構造のプロペラ軸 ^(注 3)	・ プロペラ取付けフランジ部及びその取付けボルトについての有効な非破壊検査。ただし、外観検査により検査員が現状良好と認める場合は、非破壊検査を省略することができる。
2 プロペラ軸又は船尾管軸及び軸継手ボルト	・ 外観検査。第 2 種軸にあつては、防食用覆を取り外した状態で行うこと。
3 船尾管軸受	・ 状況確認を行う。
4 船尾管軸受部後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸とのすき間又は軸降下量 ^(注 4)	・ 計測を行う。
5 船尾管シール装置 ^(注 5) の要部	・ 開放検査を行う。
6 プロペラボスのプロペラ軸テーパ部との接触面	・ 外観検査
7 可変ピッチプロペラの取り付け部	・ 変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取付けボルトの有効な非破壊検査
8 海水潤滑式の船尾管軸受の潤滑冷却水の送水系統	・ 異常のないことの確認
9 潤滑油タンクの液面低位警報装置、潤滑油温度計測装置、潤滑油循環管装置、潤滑油循環ポンプ等	・ 油潤滑式の船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認
10 潤滑油	・ 管理状況の調査

(注)

- 1 プロペラ軸のテーパ部にキーを用いてプロペラが取り付けられる構造
- 2 プロペラ軸のテーパ部にキーを用いないでプロペラが取り付けられる構造
- 3 プロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造
- 4 張出し軸受を含む。以下、本章において同じ。
- 5 張出し軸受シール装置を含む。以下、本章において同じ。

附 則

1. この規則は、2008 年 9 月 5 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2008 年 第 4 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 達 第 58 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 9 月 5 日 達 第 58 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

-3.として、次の 1 項を加える。

-1. 規則 B 編 8.1.3 でいう「本会が適当と認める船尾管シール装置」及び軸受部の温度を「適切に監視」する装置とは以下をいう。

- (1) プロペラ軸を抜き出さなくても補修又は換装できる船尾管シール装置
- (2) 軸受の船尾端下部の温度を計測する次のいずれかの装置及び温度記録装置。
 - (a) 2 個以上の温度センサを備えたもの。
 - (b) 船内から取替え可能な 1 個の温度センサ及び予備の温度センサを備えたもの。
この場合、温度センサの取替えに関する要領を示す資料を提出し、これに従い、実際に、取替え可能であることが確認されること。

-2. 規則 B 編 8.1.3 でいう予防保全管理方式の承認は表 B8.1.3-1.に従って行う。

-3. 規則 B 編 8.1.3 でいう「本会が適当と認める場合」とは、プロペラと舵板の距離の関係上、プロペラ軸を抜き出さないとプロペラを完全に取り外すことができない場合であって、かつ、検査においてスリップ等の異常が認められない場合をいう。ただし、この場合であってもプロペラを可能な範囲で取り外し、状況確認を行う。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2008 年 9 月 5 日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.4 を次のように改める。

B1.1.4 定期的検査の時期の変更繰り上げ

-1. 規則 B 編 1.1.4-2.により年次検査又は中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの規則 B 編 1.1.3-1.(1)及び(2)に規定する年次検査、~~＝及び~~中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から 3 ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。ただし、中間検査を実施する時期から 3 回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。

-2. 規則 B 編 1.1.4-3.により中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰り上げて実施し、予定されていた中間検査を行わない場合、繰り上げて行う定期検査については、3 回目の年次検査の時期までに完了すること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。